

# 安全管理者について

## 労働安全衛生法

(安全管理者)

第十一条 事業者は、政令で定める業種及び規模の事業場ごとに、厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、安全管理者を選任し、その者に前条第一項各号の業務(第二十五条の第二項の規定により技術的事項を管理する者を選任した場合においては、同条第一項各号の措置に該当するものを除く。)のうち安全に係る技術的事項を管理させなければならない。

2 労働基準監督署長は、労働災害を防止するため必要があると認めるときは、事業者に対し、安全管理者の増員又は解任を命ずることができる。

## 労働安全衛生法施行令

(安全管理者を選任すべき事業場)

第三条 法第十一条第一項の政令で定める業種及び規模の事業場は、前条第一号又は第二号に掲げる業種の事業場で、常時五十人以上の労働者を使用するものとする。

(参考) 前条第一号又は第二号に掲げる業種の事業場

(総括安全管理者を選任すべき事業場)

第二条 労働安全衛生法(以下「法」という)第十条第一項の政令で定める規模の事業場は、次の各号に掲げる業種の区分に応じ、常時当該各号に掲げる数以上の労働者を使用する事業場とする。

- 一 林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業 百人
- 二 製造業(物の加工業を含む)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業 三百人

## 労働安全衛生規則

(安全管理者の選任)

第四条 法第十一条第一項の規定による安全管理者の選任は、次に定めるところにより行わなければならない。

- 一 安全管理者を選任すべき事由が発生した日から十四日以内に選任すること。
- 二 その事業場に専属の者を選任すること。

ただし、二人以上の安全管理者を選任する場合において、当該安全管理者の中に次条第三号に掲げる者がいるときは、当該者のうち一人については、この限りでない。

三 化学設備(労働安全衛生法施行令(以下「令」という)第十五条第一項第五号に掲げる化学設備をいう。以下同じ。)のうち、発熱反応が行われる反応器等異常化学反応又はこれに類する異常な事態により爆発、火災等を生ずるおそれのあるもの(以下「特殊化学設備」という)を設置する事業場であつて、当該事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長(以下「所轄都道府県労働局長」という)が指定するもの(以下「指定事業場」という)にあつては、当該都道府県労働局長が指定する生産施設の単位について、操業中、常時、法第十条第一項各号の業務のうち安全に係る技術的事項を管理するのに必要な数の安全管理者を選任すること。

四 次の表の中欄に掲げる業種に応じ、常時同表の下欄に掲げる数以上の労働者を使用する事業場にあつては、その事業場全体について法第十条第一項各号の業務のうち安全に係る技術的事項を管理する安全管理者のうち少なくとも一人を専任の安全管理者とする。ただし、同表四の項の業種にあつては、過去三年間の労働災害による休業一日以上の死傷者数の合計が百人を超える事業場に限り。

一	建設業	三百人
二	有機化学工業製品製造業 石油製品製造業 無機化学工業製品製造業 化学肥料製造業 道路貨物運送業 港湾運送業	五百人
三	紙・パルプ製造業 鉄鋼業 造船業	千人

四 令第二条第一号及び第二号に掲げる業種(一)の項から三の項までに掲げる業種を除く。

2 第二条第二項及び前条の規定は、安全管理者について準用する。

第五条 法第十一条第一項の厚生労働省令で定める資格を有する者は、次のとおりとする。

- 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。以下同じ。)、又は高等専門学校(旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校を含む。以下同じ。)、における理科学系の正規の課程(職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)による職業能力開発総合大学校(職業能力開発促進法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律(平成九年法律第四十五号)による改正前の職業能力開発促進法による職業能力開発大学校及び職業能力開発促進法の一部を改正する法律(平成四年法律第六十四号)による改正前の職業能力開発促進法による職業訓練大学校を含む。)、における長期課程(職業訓練法施行規則及び雇用保険法施行規則の一部を改正する省令(昭和六十年労働省令第二十三号)による改正前の職業訓練法施行規則の規定による長期指導員訓練課程を含む。を含む。以下同じ。))を修めて卒業した者で、その後三年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの
- 二 学校教育法による高等学校(旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校を含む。以下同じ。)、又は中等教育学校において理科系統の正規の学科を修めて卒業した者で、その後五年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの

三 労働安全コンサルタント  
四 前三号に掲げる者のほか、厚生労働大臣が定める者

(安全管理者の巡視及び権限の付与)  
第六条 安全管理者は、作業場等を巡視し、設備、作業方法等その危険のおそれがあるときは、直ちに、その危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、安全管理者に対し、安全に関する措置をなし得る権限を与えなければならない。

# 衛生管理者について

## 労働安全衛生法

(衛生管理者)

第十二条 事業者は、政令で定める規模の事業場(とくに、都道府県労働局長の免許を受けた者その他厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業場の業務の区分に応じて、衛生管理者を選任し、その者に第十条第一項各号の業務(第二十五条の第二項の規定により技術的事項を管理する者を選任した場合においては、同条第一項各号の措置に該当するものを除く。)のうち衛生に係る技術的事項を管理させなければならない。

2 前条第二項の規定は、衛生管理者について準用する。

## 労働安全衛生法施行令

(衛生管理者を選任すべき事業場)

第四条 法第十二条第一項の政令で定める規模の事業場は、常時五十人以上の労働者を使用する事業場とする。

## 労働安全衛生規則

(衛生管理者の選任)

第七条 法第十二条第一項の規定による衛生管理者の選任は、次に定めるところにより行われなければならない。

- 一 衛生管理者を選任すべき事由が発生した日から十四日以内に選任すること。
- 二 その事業場に専属の者を選任すること。ただし、二人以上の衛生管理者を選任する場合において、当該衛生管理者の中に第十条第三号に掲げる者がいるときは、当該者のうち一人については、この限りでない。
- 三 次に掲げる業種の区分に応じ、それぞれに掲げる者のうちから選任すること。
  - イ 農林畜水産業、鉱業、建設業、製造業(物の加工業を含む)、電気業、ガス業、水道業、熱供給業、運送業、自動車整備業、機械修理業、医療業及び清掃業
  - 第一種衛生管理者免許若しくは衛生工学衛生管理者免許を有する者又は第十条各号に掲げる者
  - ロ その他の業種 第一種衛生管理者免許、第二種衛生管理者免許若しくは衛生工学衛生管理者免許を有する者又は第十条各号に掲げる者
- 四 次の表の上欄に掲げる事業場の規模に応じて、同表の下欄に掲げる数以上の衛生管理者を選任すること。

事業場の規模(常時使用する労働者数)	衛生管理者数
五十人以上二百人以下	一人
二百人を超え五百人以下	二人
五百人を超え千人以下	三人
千人を超え二千人以下	四人
二千人を超え三千人以下	五人
三千人を超える場合	六人

五 次に掲げる事業場にあつては、衛生管理者のうち少なくとも一人を専任の衛生管理者とすること。

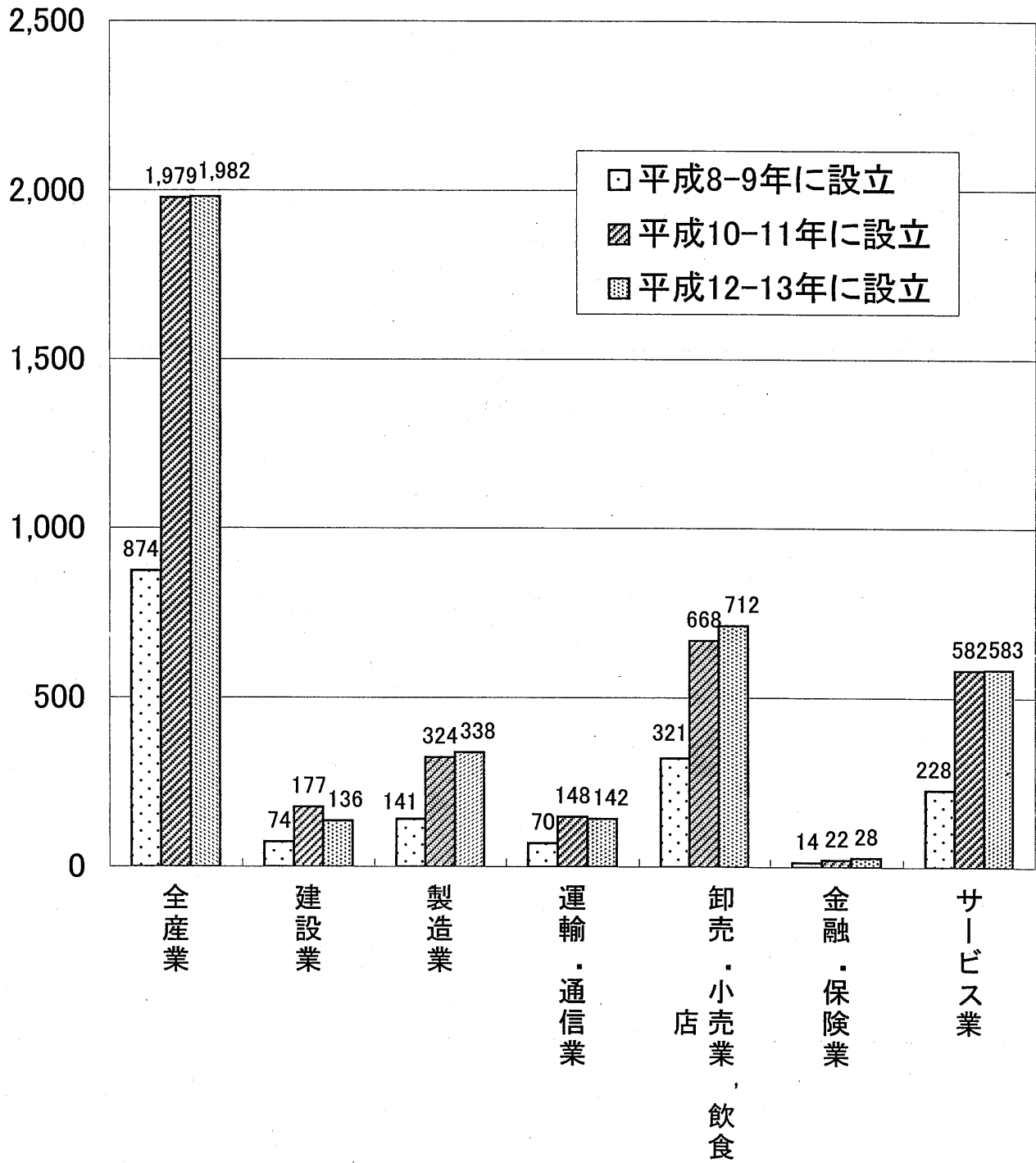
- イ 常時千人を超える労働者を使用する事業場
- ロ 常時五百人を超える労働者を使用する事業場で、坑内労働又は労働基準法施行規則(昭和二十二年厚生省令第二十三号)第十八条各号に掲げる業務に常時三十人以上の労働者を従事させるもの
- 六 常時五百人を超える労働者を使用する事業場で、坑内労働又は労働基準法施行規則第十八条第一号、第三号から第五号まで若しくは第九号に掲げる業務に常時三十人以上の労働者を従事させるものにあつては、衛生管理者のうち一人を衛生工学衛生管理者の免許を受けた者のうちから選任すること。

(衛生管理者の資格)

- 2 第二条第二項及び第三条の規定は、衛生管理者について準用する。
- 第十条 法第十二条第一項の厚生労働省令で定める資格を有する者は、次のとおりとする。
  - 一 医師
  - 二 歯科医師
  - 三 労働衛生コンサルタント
  - 四 前三号に掲げる者のほか、厚生労働大臣が定める者
- (衛生管理者の定期巡視及び権限の付与)
- 第十一条 衛生管理者は、少なくとも毎週一回作業場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。
- 2 事業者は、衛生管理者に対し、衛生に関する措置をなし得る権限を与えなければならない。

## 企業分割により設立された企業数

(企業数)



資料出所 総務省平成13年事業所・企業統計調査

## 衛生管理者の選任状況について

### ● 事業場の規模別選任率

従業員数	衛生管理者の選任率
1000人以上	99.1%
500~999人	97.3%
300~499人	96.9%
100~299人	86.8%
50~99人	69.5%
30~49人*	38.2%
10~29人*	25.1%

※衛生管理者選任の法定義務なし

### ● 業種別選任率（規模50人以上）

業種	衛生管理者の選任率
建設業	88.6%
製造業	86.6%
電気・ガス・熱供給・水道業	99.0%
運輸通信業	78.3%
卸売・小売業	61.4%
サービス業	66.9%

} 第二種衛生管理者選任可

(出典) 平成12年労働安全衛生基本調査 (厚生労働省大臣官房統計情報部)